

令和5年11月6日

四日市市健康福祉部
保健企画課 御中

一般社団法人三重県介護支援専門員協会
三泗支部支部長 廣瀬 磨由子

通所介護・短期入所生活介護利用者の医療的処置に係る情報伝達について（お願い）

四日市市は、通所介護及び短期入所生活介護利用者の医療的処置について、介護支援専門員が主治医に診療情報提供書を依頼し、それをサービス事業所に伝達する方法を検討していると伺いました。その背景に、介護支援専門員のコーディネート不足があるとすれば、今後、改善を進める必要性を痛感しております。しかしながら、当支部は、この伝達方法に以下の課題が存在することも認識しております。そのため、説明会の開催は時期尚早であり、11月12日の開催は見合わせた上で、再度、課題の検討を行うことを強く要望します。

○法令や基準、国の方針に関する課題

- ・居宅支援事業所が受け取った診療情報提供をサービス事業所に伝達する際の適切な取り扱いが不明であり、個人情報の保護に関する法律に抵触した場合の責任の所在
- ・国の介護分野の文書簡略化、標準化による負担軽減を推進する方針と矛盾
- ・国の都道府県や保険者によって存在するローカルルール解消の方針と矛盾

○運用面の課題

- ・診療情報の伝達にタイムラグや二度手間、齟齬が生じるリスク
- ・診療情報提供料に関するトラブルが生じるリスク
- ・近隣市町（四日市市外）の該当サービス利用者、近隣市町住民で四日市市内の該当サービス利用者、市外の居宅介護支援事業所と契約をしている利用者に対する対応
- ・本変更案が唯一の伝達方法と誤って認識されるリスク

○その他

- ・四日市市全域の該当サービス事業所の意向が把握できていないと判断しにくい
- ・三重県介護支援専門員協会による県内各支部への照会の結果、同様の情報伝達を行っている地域は存在しない
- ・これまでの情報伝達のあり方を覆す可能性もある変更案が、必ずしも十分な協議に基づいて決定されていないのではないかという不安

上記の課題は、支部内はもちろん、非会員の間でも広く認識をされております。これらの課題を放置したまま説明会を開催し、新たな伝達方法導入すれば、多くの関係者に混乱を生じさせ、最も重要である利用者の利益を損なう危険性を懸念します。これら問題や疑念の解決には、四日市市役所・医療・介護関係者(居宅・通所・短期入所)間の協議・相互理解が前提であり不可欠です。再度の課題検討について、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上